

平成20年10月21日

各 位

会社名 ゼ ネ ラ ル 株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 北田 猛
 (コード 3890 大証第2部)
問合せ先 執行役員経理部長 有野 隆久
 (TEL06 6933 1805)

株式会社ゼネラルホールディングスによる当社株式等の公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ゼネラルホールディングスは、平成20年9月4日から平成20年10月20日を公開買付け期間として当社の株式及び新株予約権に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせします。

以上

(別紙)

平成 20 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラルホールディングス
代表者名 代表取締役社長 北 田 猛
問合せ先 事業企画部長 齊 藤 方 俊
(T E L : 06 - 6935 - 2330)

ゼネラル株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ゼネラルホールディングス(以下「当社」または「公開買付者」といいます。)は、平成 20 年 9 月 3 日、ゼネラル株式会社(コード番号 3890 大証第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株券及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを取締役会決定し、平成 20 年 9 月 4 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 20 年 10 月 20 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 株式会社ゼネラルホールディングス
所在地 大阪市城東区中央二丁目 15 番 20 号

(2) 対象者の名称

ゼネラル株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

新株予約権(平成 17 年 1 月 28 日開催の対象者定時株主総会及び平成 17 年 11 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権。以下「第 1 回新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
10,121,000(株)	10,121,000(株)	

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした普通株式及び第 1 回新株予約権(以下「応募株券等」といいます。)の総数が「株式に換算した買付予定数の下限」(10,121,000株。以下「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 株式に換算した買付予定数は、対象者の第 70 期半期報告書(提出日:平成 20 年 7 月 18 日)に記載された平成 20 年 7 月 18 日現在の対象者の発行済株式総数(17,218,543 株)に、平成 20 年 6 月 30 日現在に存在した第 1 回新株予約権 2,100 個から、その翌日から届出書提出日現

在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した1,790個を控除した310個を株式に換算した310,000株を加え、平成20年4月30日時点の対象者の自己株式数(2,798,000株)を控除した株式数(14,730,543株)に3分の2を乗じた株式数(9,820,362株)に、公開買付者が行使できない第1回新株予約権310個を株式に換算した議決権310,000株を加え、届出書提出日現在に公開買付者が保有している対象者株式10,000株を控除した株式数(10,120,362株)の単元未満に係る数を切り上げた株式数(10,121,000株)です。

(注3) 対象者はその保有する自己株式を処分しない予定とのことであり、自己株式については本公開買付けへ応募されない見込みです。対象者は、相生産業株式会社(以下「相生産業」といいます。)の対象者に対する債務を担保するため、タニヤマエンジニアリング株式会社(以下「タニヤマエンジニアリング」といいます。)から、タニヤマエンジニアリングが保有する対象者株式(株式所有割合14.29%)に担保権の設定を受けており、かかるタニヤマエンジニアリング保有の対象者株式については、公開買付者は、対象者から、善管注意義務の観点から特段の問題を生じさせる事由が生じていない限りは、対象者が相生産業の対象者に対する上記債務の弁済を受けるべく、対象者にて上記担保権を実行し、同担保権の実行として本公開買付けに応募する予定である旨の連絡を受けております。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人又は復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

(注5) 公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数は、株式に換算して14,720,543株となります。これは、対象者の第70期半期報告書(提出日:平成20年7月18日)に記載された平成20年7月18日現在の発行済株式総数(17,218,543株)に、平成20年6月30日現在に存在した第1回新株予約権2,100個から、その翌日から届出書提出日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した1,790個を控除した310個を株式に換算した310,000株を加え、平成20年4月30日時点の対象者の自己株式数(2,798,000株)及び届出書提出日現在に公開買付者が保有している対象者株式10,000株を控除した株式数です。

(5) 公開買付期間

平成20年9月4日(木曜日)から平成20年10月20日(月曜日)まで(30営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金580円
第1回新株予約権 1個につき金1円

2. 本公開買付けの結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	14,016,400株	14,016,400株
新株予約権証券	0株	0株
新株予約権付社債券	0株	0株
株券等預託証券()	0株	0株
合計	0株	0株

(2) 公開買付けの成否

公開買付者による対象者の普通株式及び第1回新株予約権(以下「株券等」といいます。)に対する公

公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が株式に換算した買付け予定の下限（10,121,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（14,016,400株）が株式に換算した買付け予定数の下限以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	10個	(買付け等前における株券等所有割合 0.07%)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	14,026個	(買付け等後における株券等所有割合 95.22%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,098個	(買付け等前における株券等所有割合 14.24%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等後における株券等所有割合 0.01%)
対象者の総株主の議決権の数	14,342個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第70期半期報告書（提出日：平成20年7月18日）に記載された平成20年4月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、第1回新株予約権及び単元未満株式についても、本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等における株券等所有割合」においては、上記半期報告書に記載された平成20年7月18日現在の発行済株式総数（17,218,543株）に、平成20年6月30日現在に存在した第1回新株予約権2,100個から、その翌日から届出書提出日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した1,790個を控除した310個を株式に換算した310,000株を加え、本公開買付けを通じて取得する予定がない平成20年4月30日時点の対象者の自己株式数（2,798,000株）を控除した14,730,543株に係る議決権の数（14,730個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 8,129百万円

3. 決済の方法及び開始日

(1) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券エスエムピー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
なお、公開買付け代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 決済の開始日 平成20年10月27日（月曜日）

(3) 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所または所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人または復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人または復代理人の応募受付をした各本店または全国

各支店にてお支払いします。

4．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ゼネラルホールディングス
株式会社大阪証券取引所

大阪市城東区中央二丁目 15 番 20 号
大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号

5．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社の平成 20 年 9 月 3 日付「ゼネラル株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」から変更はありません。

以上